




資料編

1 計画策定の経過

| 日程 | 事項 | 内容 |
|-----------------------|--------------|--|
| 令和2年 6月16日 ~30日 | 市民意識 調査 | <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習に関する市民意識調査の実施 調査対象：個人 1,300件、団体 200件 調査方法：個人 郵送配布、郵送回収 団体 郵送配布・施設窓口配布 郵送回収 調査期間：個人 R2.6.16~30 回収状況：個人 回収率 35.2%（前回 32.3%） 団体 回収率 60.0%（前回 55.0%）  |
| 7月17日 ~31日 | 調書照会 | <ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課に第4次戸田市生涯学習推進計画進捗状況調査、第5次に向けた取組意向確認のため調書照会を実施 |
| 9月28日 | 第1回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 第5次戸田市生涯学習推進計画策定について 第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について（報告） 市民意識調査結果について（報告） |
| 10月17日 | 市民会議 | <p>参加者から生涯学習に関する各種意見を聴取 参加者：市民 14名 内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で学ぶとしたら、どんなテーマ？ 「学びたい気持ち」がなかなか実現しないのはなぜ？ハードルはどこに？ 若い人に防災学習に参加してもらうためには？ 公共施設をどんな風に使ってみたい？！ |

| | | | |
|------|---------------|-------------------------------------|---|
| | | |  |
| | 10月19日 | 第1回 社会教育 委員会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習関連事業の令和元年度実施結果及び令和2年度事業計画・進捗状況について ・第4次戸田市生涯学習推進計画の進捗状況について ・第5次戸田市生涯学習推進計画の策定について  |
| | 12月17日 | 第2回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について ・パブリック・コメント実施概要について |
| | 12月25日 | 第2回 社会教育 委員会議 | <p>【新型コロナウイルス感染防止対策のため書面稟議による開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について ・パブリック・コメント実施概要について |
| 令和3年 | 1月21日 | 教育委員会 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5次戸田市生涯学習推進計画（案）について ・パブリック・コメント実施概要について |
| | 2月1日 ～3月2日 | パブリック・ コメント | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施 |
| | 3月 (書面会議) | 第3回 策定委員会 第3回 社会教育 委員会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について |
| | 3月19日 | 教育委員会 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5次戸田市生涯学習推進計画について（議決） |

2 戸田市生涯学習推進計画策定委員会

第5次戸田市生涯学習推進計画策定委員会要綱

令和2年7月30日市長決裁

(設置)

第1条 第5次戸田市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し、関係部局等の職員により必要な事項を検討するため、第5次戸田市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習を推進するための施策の検討に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育委員会事務局次長（生涯学習課担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の氏名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月30日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

| 所属 | 職名 | 備考 |
|----------|----------------------|------|
| 教育委員会事務局 | 教育部長 | 委員長 |
| | 次長（生涯学習課担当） | 副委員長 |
| | 生涯学習課長 | |
| | 生涯学習課課長 | |
| 危機管理防災課 | 危機管理防災課長 | |
| 市民生活部 | 協働推進課長 | |
| | 防犯くらし交通課長 | |
| | 文化スポーツ課長 | |
| 環境経済部 | 経済政策課長 | |
| | 環境課長 | |
| | みどり公園課長 | |
| 福祉部 | 福祉総務課長 | |
| | 障害福祉課長 | |
| | 長寿介護課長 | |
| | 福祉保健センター担当課長（成人保健担当） | |
| こども青少年部 | こども家庭課長 | |
| | 児童青少年課長 | |

第5次戸田市生涯学習推進計画

令和3年3月発行

編集・発行 戸田市教育委員会 生涯学習課
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
電話 048-441-1800(代表)
メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp